⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　24 August 2012 (tenders brought with 14 : 00 24 August 2012 or submitted by mail : 14 : 00 24 August 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Akira Nagasaki, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年６月11日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　難波　喬司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第８号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　苅田港(新松山地区)岸壁(－13m)築造工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　福岡県京都郡苅田町鳥越町地先

⑷　工事内容　共通工　汚濁防止膜敷設　約520m　潜水探査工　潜水探査　１式　海上地盤改良工　グラブ床掘　約82,300㎥（ＮＥＴ）(粘土質土砂　約58,300㎥、砂質土砂　約24,000㎥）土捨工　排砂管管理・撤去　１式（陸上：約12m、海上：約12m）土運船運搬　１式（約１㎞）バージアンローダ揚土　１式（新松山土砂処分場）基礎工　基礎捨石　約14,000㎥、本均し　約2,000㎡、荒均し　約1,700㎡　本体工　ケーソン据付　７函（1,665ｔ／函）裏込工　裏込雑石　約17,600㎥、防砂目地板　７箇所

⑸　工期　平成25年３月22日まで

⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)

⑻　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)

⑾　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⑿　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。

⒀　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。)も可能とする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む)であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。)

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上の者であること。)

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成９年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工実績を有する者であること。なお、１）及び２）の施工実績については別件工事でも構わない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

１）港湾における、グラブ浚渫船を使用した計画数量50,000㎥以上の床掘又は浚渫工事。

２）岸壁、護岸又は防波堤における、重量1,000ｔ／函以上のケーソン据付工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成９年度以降に元請けとして、次の１）又は２）のいずれかの施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

１）浚渫船を使用した床掘又は浚渫工事。

２）岸壁、護岸又は防波堤におけるケーソン据付工事。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成９年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工実績を有する者であること。なお、１）及び２）の施工実績については別件工事でも構わない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

１）港湾における、グラブ浚渫船を使用した計画数量50,000㎥以上の床掘又は浚渫工事。

２）岸壁、護岸又は防波堤における、重量1,000ｔ／函以上のケーソン据付工事。

さらに、他の構成員は、平成９年度以降に元請けとして、次の３）又は４）のいずれかの施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

３）浚渫船を使用した床掘又は浚渫工事。

４）岸壁、護岸又は防波堤におけるケーソン据付工事。

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省又は内閣府が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。